

2021（令和3）年度 運動方針

I. 食料・農業・農村めぐる情勢

1. 世界の経済とめぐる情勢

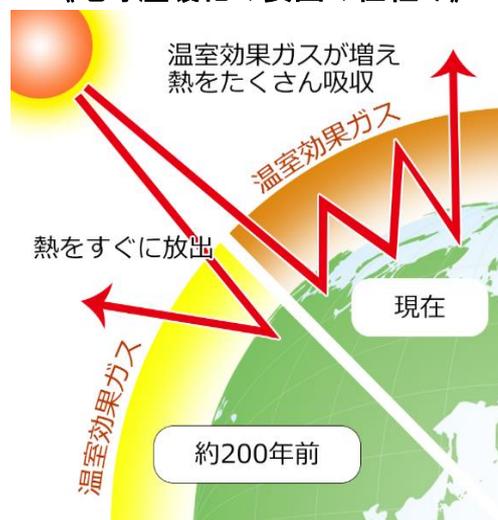
【地球温暖化による生態系の破壊】

近年は、日本でも台風の大型化や豪雨・暖冬など様々な異常気象に見舞われている。そして世界に目を向けてみるとさらに酷い干ばつや洪水といった被害がもたらされている。

これを引き起こしている要因の一つが地球温暖化であるが、なぜ温暖化が起これ、どう対策していけば良いか、我々農業者も考える必要がある。

地球には、太陽から放たれた光と熱が常に半面に当たっている。日中に地球の表面を温めた熱は夜になれば大気を通り抜けて地球外に放出され、地表は冷やされる。本来であればこのようなサイクルで地球の温度は上昇と降下を繰り返すが、現在は地表を温めた熱が夜になっても地球外に放出されず蓄積され、温度が上昇してしまう状態にある。これが地球温暖化であり、この現象を引き起こしている原因が温室効果ガスの増加である。

《地球温暖化の要因の仕組み》



温暖化の影響は深刻で、地球全体の温度が上昇することで、様々な災害や弊害が起っている。例えば、気温が上昇すれば、南極にある海水が融解することで、動物などの生態系を脅かしている。また、中央アジアや地中海沿岸、南アフリカなどの降水量が減少することで砂漠化が進行し、干ばつによる農作物への影響も懸念されている。その一方で大規模な豪雨や洪水が起こる地域もあり、ダムやため池などが脆弱な東南アジア諸国等では、人々や農業にも甚大な被害が起こる可能性が高まっている。

《ベネチアの町に海水が流れる》



《海水が融け生態系を脅かしている》



これらの影響は人だけにとどまらず、長期的な干ばつなどは植物が育たないどころか、山火事の原因にもなっており、自然災害はそこに住むものを根こそぎ奪うことから、動植物に大きな被害をもたらしている。また、日本近海でも海面温度が0.7~1.6℃上昇しており、魚のエサとなるプランクトンが減少していることから、魚の分布に大きな影響を与えている。

【温室効果ガス発生要因と農業対策】

まず、温室効果ガスを形成する影響が大きい気体の順番として、一位は水蒸気(海水などが暖められると発生し、温室効果ガスの5割が水蒸気と言われている)、二位は二酸化炭素(自動車・工場・火力発電などで石油・石炭・天然ガス等を燃やすと発生)、三位はメタン(ゴミ・水田・牛のゲップなどから発生)、四位は亜酸化窒素(畑などに撒かれた窒素肥料から発生)などとなっている。また、フロンガスは温室効果をもたらす中において特に危険であり、熱を蓄積すると同時に一部のガスはオゾン層を破壊してしまうため、有害な紫外線などが吸収されず地表に降り注いでしまう要因となっている。

世界中の学者などは、今世紀末(2100年)には平均気温が4℃上がるとし、南極などの氷が融け出すことで海面が1m上昇し、日本の砂浜は8割消滅するとされる。また、巨大な台風の多発、気温や海水温の上昇により陸の生植物や海の生態系にも影響が出るのが叫ばれており、自然災害の影響が世界各地で起こっていると言われている。

農業における多面的機能は、水を育み、酸素を生み出し、火災を防ぎ、生物を住まわせ、文化を伝え、美しい景観を保つなどの役割を果たしているが、一方では温室効果ガスを発している。トラクターなどは二酸化炭素、水田・牛のゲップ等はメタンガス、窒素肥料を利用することで亜酸化窒素が発生する。このため、低排出型社会実現に向けて、経済と社会の発展をセットで進めていくことが重要となることから、我々農業者も環境に配慮した農業経営を考えることが求められている。

【米国大統領選挙の行方と分断】

4年に1度の米国大統領選挙が2020年11月3日に行われた。共和党の現職トランプ大統領(74)と、オバマ前政権の副大統領で野党・民主党のバイデン氏(77)の一騎打ち。世界で最も影響力のある米国のトップを決める選挙で、その結果は日本を含む世界情勢を大きく左右すると言われた。

4年前(2016年)、米国報道各社の予想を覆して大統領に初当選したトランプ氏は、「米国を再び偉大な国に」を合言葉に「米国第一主義」を掲げた。ペンス副大統領(61)らと、自国に有利な政策を強行し、世界の指導者と言われていた米国の国際協調路線を完全に封印した。そのことは、次々と世界に脅威を与えてきた。

例えば、地球温暖化防止に向けて各国の取り決めに定めた「パリ協定」からの離脱や、交渉を主導していたTPP12からの一方的な離脱、自国製品を多く買うよう圧力を掛けた対中・対日などとの貿易戦争、目的が不透明な外交をアピールした米朝首脳会談、宗教支持者獲得のため行ったイラン革命防衛隊のソレイマニ司令官の殺害、大統領選が優位に働くよう相手候補へ圧力を掛けたウクライナ疑惑など、トランプ大統領の権威は世界の平和・経済を脅かし続けた。また、人種差別や宗教差別などの分断を仰ぐ行動を繰り返し、米国を二分するような国へと変貌させた。

そのような中、昨年の大統領選挙の結果はバイデン氏が僅差で当選を確実にしたが、トランプ氏は自分の敗北を認めず、大規模な選挙不正があったと主張を繰り返していた。トランプ陣営や支持者は各地の裁判所に選挙不正を訴えたものの、相次ぎ棄却された。大統領選ではバイデン氏が約8,100万票、トランプ氏が約7,400万票を獲得。この全国的な票数が直接大統領を決めるものではなく、各州での一般投票に沿って各州に割り当てられた選挙人（定数538）が投票し、過半数を獲得することで決まる。

そして、12月14日選挙人投票が行われ、2021年1月6日に連邦議会上下両院合同会議で開票した結果、一般投票に沿った形でバイデン氏が306票、トランプ氏が232票となり、バイデン氏が「第46代アメリカ大統領」として就任することとなった。

また、憲法上の手続きで議会が選挙結果を認定すると定めており、結果をそのまま認めるのが通常の流れだが、今回はトランプ氏を支持する議員らが、この場で選挙人投票に異議を唱え、選挙結果を争うとしていた。しかし、下院は民主党が多数を占めるのに加え、共和党が僅差で多数を占める上院でも、共和党幹部をはじめ多くの共和党議員がバイデン氏の勝利を認めると表明した。このため、一部の共和党議員による動きが選挙結果を覆すことにはならなかった。

【トランプ大統領の前代未聞の出来事】

しかし、トランプ氏は2021年1月6日、バイデン次期大統領の勝利確定への抗議集会をホワイトハウス近くで開催し、「我々は決して諦めない。我々は決して負けを認めない」と強調。支持者に連邦議会議事堂に向かい、抗議するよう求めたため、トランプ氏の支持者らが同日、議事堂に侵入したことで警官らと衝突し、支持者と見られる女性が撃たれて死亡するなど、計5名の死者を出した。デモ隊の中には拳銃を所持していた者もいたとされている。議事堂では当時、大統領選の結果を確定させる会議を開いていたが、会議は中断され、会議の議長を務めるペンス副大統領や議員らが避難する事態となった。少なくとも数千人の支持者が議会へと行進し、一部ガラス窓を割るなどして暴徒化したことで建物内部になだれ込んだ。その後、州兵が動員され、議事堂に侵入したデモ隊が排除され、約4時間後に混乱は収まった。

ジョージア州の決選投票翌日に、首都ワシントンで発生した米連邦議会議事堂乱入事件は、短時間ながら下院議長室や議事堂のバルコニーが占拠されるなど、前代未聞の出

来事となった。民主党のペロシ下院議長は会見で「トランプ大統領はアメリカに対する武装した反乱を扇動した」と述べ、民主党は1月11日、議会下院にトランプ大統領の解任を求める弾劾訴追状案を提出し、13日に採決が行われ「弾劾訴追する決議案」を共和党議員10名を含め賛成多数で可決した。2019年12月のウクライナ疑惑に続き、アメリカ史上初めて2度目の弾劾訴追を受けることとなった。ただ、弾劾裁判を行う議会上院は与党・共和党が多数派を占めており、トランプ大統領の任期は1月20日で終わることを受け、弾劾裁判は退任後となる。実際に罷免される可能性は低いと見られるが、一方では米国憲政史上初の汚点として歴史に刻まれることとなる。

なお、大統領就任式は合衆国憲法で選挙翌年の1月20日正午からと定めている。

《米国連邦議会議事堂前でのトランプ支持者らによる暴動の様子》



【中東情勢と核合意について】

イランとの核合意については、核兵器開発を大幅に制限する合意で、イランと6カ国（米・英・仏・独・露・中）が2015年7月に結び、国連の安全保障理事会でも決議された。

しかし、2018年5月8日にトランプ大統領がイランとの核合意からの離脱を表明し、欧州各国から批判を浴びた。離脱を踏まえ、トランプ大統領は解除していた経済制裁を再び実行するとし、これに対してイランは「約束を破った」としてウラン濃縮再開に向けて再始動した。そのような中、2020年1月にトランプ大統領がイラン革命隊の司令官らを空爆により殺害したことは、両国の戦争の引き金になりかねない状況となっていた。

核開発を続けるイランは、2021年1月4日夜、イラン原子力庁が地下施設で濃縮度20%のウランを製造し始めたと改めて明言し、核合意を大きく逸脱する濃縮度のウラン製造に踏み出した。バイデン氏が次期大統領となることを受け、米国を牽制する狙いもあったとされる。そうした中、イランの核合意関係国による会合が開かれ、バイデン氏が復帰に向けて言及していることから、各国が前向きに取り組むことで一致した。一方、イラン側は経済関係の正常化を求めており、どう妥協点を見いだすかが焦点となる。

【バイデン新大統領の主な政策】

2021年1月20日正午(日本時間21日午前2時)、ワシントン連邦議会議事堂で米国大統領就任式が行われ、民主党のジョー・バイデン氏が第46代大統領に就いた。トランプ氏の支持者らが6日に議事堂を襲撃した事件を受け、州兵らが2万5,000人配置され、最高レベルの厳戒態勢の下で始まり、コロナ感染対策から通常数十万人の一般市民が駆け付ける就任式も1,000人程度に限定され、152年振りに前大統領が同席せず、パレードの距離も大幅に短くするなど、異例尽くめの様相となった。

就任演説では、コロナ感染拡大への危機と深刻な社会分断の克服に向け国民に何度も団結を訴えた。なお、バイデン氏は史上最高齢での就任、副大統領にはカマラ・ハリス氏(56)が女性として、また、黒人として初めて就任した。

《第46代アメリカ大統領就任演説》



《カマラ・ハリス副大統領》



米国が直面している、コロナ感染拡大や経済格差、国民に広がった分断などは喫緊の課題で、早速バイデン氏は17項目の大統領令に署名した。内容は、地球温暖化対策の「パリ協定」への復帰、イスラム国からの入国制限の撤回、マスクの義務化、世界保健機関(WHO)からの脱退手続きの取下げ、メキシコとの国境の壁(トランプの壁)建設中止など、トランプ政権からの路線転換を政権初日から打ち出した。今後も、バイデン大統領色を出すと見られているが、特に民主党が唱えている各国との貿易不均衡の問題が懸念され、日本との関係では、オバマ政権時に推進していたTPPへの再加入への方針転換や日米貿易協定の第2段階の更なる市場開放なども危惧される。

バイデン大統領が、国際社会での指導的役割をどう取り戻し、再び世界の番人と言われていた強い大統領となるかどうかは不透明である。一方、同盟国である日本との外交・安全保障など良好関係を築けるかどうかは、菅首相との早期首脳会談に懸かっているが、コロナ禍により日程すら決められない状況となっている。

なお、バイデン新大統領誕生を受けて、就任同日のニューヨーク市場は、政権交代がスムーズに行われたことで安心感が広がり、また、コロナ禍に対応した追加の経済対策

が進むという期待感から、ダウ平均は一時250ドル(約2万6,000円)以上値上がりした。それを受け日経平均株価も、21日の上げ幅が一時320円を超えた。

2. 国内の政治・経済とりまく情勢

【コロナ禍による緊急事態宣言と経済】

新型コロナウイルスは2019年12月、中国湖北省武漢市で発生し短期間で全世界に爆発的な勢いで感染拡大。日本では翌1月14日に武漢市に滞在履歴のあった男性が初めての感染者として確認され、その後は全国的な広がりを見せ始め、1年以上経過した今もなお収束が見られず、2021年2月1日現在の累積感染者数は39万1,600人以上、死者は5,830人(世界では感染者数1億296万人、死者222万7,900人)を超えている。感染経路不明者や家庭内感染者が増え続け、クラスターも収まらず、全国的に医療崩壊寸前という緊急事態を招いている。

政府は、2020年2月26日にイベントの中止や縮小の要請、27日には学校の休校の要請をした。北海道では、2月28日に外出自粛を求める「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が出され、3月1日には厚生労働省が「3密」を避けるよう勧告するなど、3月以降は外出自粛の動きが強まり、飲食・販売店などでは大きな影響を受けていた。さらに感染拡大の第一波が4月にピークを迎え、同月7日には7都道府県に緊急事態宣言が発出され、16日には対象地域が全国に拡大されたことで、外出自粛の動きはさらに強まり、また自主休業を行う店も増え売上げは減少した。

5月14日には、東京都や大阪府などを除く39県で緊急事態宣言が解除され、その後21日には大阪府・兵庫県・京都府で、25日には北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県で解除となり、緊急事態宣言が全面解除された。しかし、5月に入っても多くの業界では売上の減少度合いが4月とさほど変わらない状態であった。特にショッピングセンターではテナントの休業が多く、営業を再開しても外出自粛が続いていることもあり、客入りは今一つで売上が激減したままとなっていた。6月にはやや回復の動きがあったものの、厳しい状態に変わりはない。その後、全国的に感染拡大の第二波が7月下旬から8月に掛けてピークを迎えた。一方、政府はコロナ禍での経済対策として7月22日からG・O・T・Oキャンペーンを進めてきたが、11月に入って新型コロナの感染者が増加していた札幌と大阪の両市を目的地とした旅行については、11月27日出発分から一時的にG・O・T・Oトラベルの対象から除外することを決めた。

また、9月15日からスタートしたG・O・T・Oイートの利用一時停止は、都道府県によって対応が異なり、G・O・T・Oキャンペーンは12月28日から全国一斉に一時中止とした。

政府の決断はタイミングが遅いと指摘もあり、経済との両立を目指していた政府の思惑が中止に至らなかったことで、全国各地での感染拡大を招いたとの意見も多いが、政府見解では感染拡大は、G・O・T・Oキャンペーンが直接の原因ではないとしている。

このような状態を繰り返しながら約半年が過ぎた結果、11月から第三波の兆候が見られ、都道府県では独自の対策を取っているが、政府のコロナ対策の対応に不満が出ている。

一方、年が明けた2021年も感染拡大が続いていることを受けて1月4日、菅首相は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）各知事の緊急事態宣言発令要請を受け、特措法に基づく緊急事態宣言を1月7日に決定した。その後、政府は9日に要請を受けた関西3府県（大阪府、京都府、兵庫県）、12日には愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県の4県を緊急事態宣言の対象に追加することとし、13日に発令した。国が緊急事態宣言を発令（1カ月間）することで、その地域の営業自粛要請に伴う補償を国が行うこととなる。各県の要請を受け発令を決断してきた政府だが、対応の遅さに苦言を呈する専門家も多く、菅首相に対して「決めきれない政権」として支持率の低下が顕著に表れている。

緊急事態宣言の内容は、午後8時以降の不要不急の外出自粛、飲食店は時短営業で午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）、同じく劇場や遊園地等にも午後8時の閉園を求め、スポーツやコンサートなど大規模イベントは収容人数の50%程度または最大5,000人に制限、企業等の出勤率の7割削減を目指すとした。

強制力は無いが日本人の良心に期待するとともに、1日も早い沈静化を願っている。

緊急事態宣言、発令されたらどうなる？	
対象地域	東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県
期間	1月8日（金）～2月7日（日）
外出は？	午後8時以降は、不要不急の外出自粛
飲食店は？	午後8時までの時短営業。カラオケ店も対象 ●1月8日～11日：酒類を提供する飲食店に要請 酒類の提供は午前11時から午後7時まで ●1月12日～：対象を飲食店全般に拡大する
学校は？	小学校・中学校・高校の一斉休校は要請しない 幼稚園も休園は求めず 大学は対面授業とオンライン授業を効果的に活用するよう求める
テレワークは？	テレワークを推進。出勤者の「7割削減」を目指す
大学入学共通テストは？	感染防止策に万全を期した上で、予定通り実施するよう求める

そのような状況下にあって、日本経済は2020年7-9月期の実質GDPが前期比年率21.4%の大幅なプラス成長となったが、米国の同33.1%、ユーロ圏の同60.5%を下回った。日本のリバウンドが小さかった一因は、新型コロナの影響を主因とした2020年1-3月期、4-6月期の落ち込みが欧米よりも小さかったことだが、コロナ禍の落ち込みからの回復率（1-3月期と4-6月期の落ち込み幅に対する7-9月期の増加幅）で見ても、日本は52.2%にとどまり、米国の65.7%、ユーロ圏の70.7%から見ても劣っている。コロナ禍からの立ち直りが早かった中国は、2020年1-3月期こそマイナス成長となったものの、4-6月期にはプラス成長に転じ、回復率（1-3月期の落ち込み幅に対する4-6月期と7-9月期の増加幅）は132.4%に達している。そこで、2019年10-12月期の実質GDPの水準を基準として、2020年1-3月期から7-9月期までの実質GDPの乖離幅を、新型コロ

ナによる経済損失とすると、日本は2020年1-3月期から7-9月期までの累計で▲3.3%（GDP比、以下同じ）となった。中国の▲1.6%よりは大きいものの、ユーロ圏の▲5.8%、米国の▲3.7%よりは小さい結果となった。

なお、財務省の貿易統計において、2020年分の輸入額は67兆7,320億円で、前年比▲13.8%と2年連続減少し、原粗油・液化天然ガス等の減少が要因とした。一方、輸出額は68兆4,067億円となり前年比▲11.1%と、こちらも2年連続の減少で自動車・自動車部品等が減少したためとされる。安倍首相の経済優先路線は、実質GDPにこだわり「規制の岩盤」を打ち破ってきたが、コロナ禍による景気後退はリーマン・ショックを超え、約一世紀前の大恐慌に匹敵すると言われている。過去にも多くの経済危機が世界中で起こったが、経済危機への政府の対応は、その後の国民の健康や生活に大きな影響を与えることがわかっている。

【第204回通常国会、菅首相初の施政方針演説】

第204回通常国会が2021年1月18日に召集され、菅首相は衆参両院本会議で初の施政方針演説を行った。農業政策の柱には、農林水産物・食品の輸出を改めて提起し「我が国の農産物はアジアを中心に諸外国で大変人気があり、我が国の農業は大きな可能性がある。2025年に2兆円、2030年には5兆円の目標を達成するため、世界に誇る牛肉・いちごなど27の重点品目を選定し、国別に目標金額を定めて産地を支援する。さらに、農業に対する資金供給の仕組みも変えていくなどにより、農林水産物の地域をリードする成長産業とすべく、改革を進める」などとした。

《菅首相の施政方針演説》



なお、今国会農業関連の提出法律案は、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部改正案」、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正案」、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(仮称)」、「農水産業協同組合貯金保険法の一部改正案」の4本を予定している。特に、我々組織は畜舎等の建築については、“安全性を踏まえた資材費等の経費の削減”を求め、農水産業協同組合貯金保険法の一部改正については、“組合保険機構による農林中央金庫に対する業務等の監視、貸付け及び優先出資の引受け等の措置について定める”としていることから内容を研鑽し組合員が不利益とならない対応が求められる。

最大の焦点として、新型コロナウイルスの感染拡大については「1日も早く収束させる」と意欲を示し、夏の東京五輪について「実現するとの決意の下、準備を進める」と明言。また、「グリーンとデジタル」を次の成長の原動力とし、“脱炭素社会の実現”や今秋創設する“デジタル庁”での国全体のデジタル化主導を訴えた。

コロナ対応の特措法の改正をめぐっては「罰則や支援を規定し、飲食店の営業時間短縮の実効性を高める」と説明した。また“桜を見る会”での誤った国会答弁については「お詫びする」と陳謝したが、昨年10月の所信表明演説での、コロナ禍と経済の両立を掲げた“G o T oキャンペーン”には触れず、“政治とカネ”問題にも触れなかった。

今国会も諸問題が山積しており、なかでも緊急事態宣言発令に係る政府対応の遅れが問題視されている。さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法、検疫法の改正案の提出が予定されているが、原案では罰則ありきとなっていることから、十分な支援策を講じる下での議論を尽くし、国民の理解を得ることが求められる。

また、一時停止した「G o T oトラベル」における1兆円の補正の行方、“政治とカネ”問題での対応、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて企業や消費者に経済負担を求める「カーボンプライシング」の取り組みでの実効性、発生から10年を迎える東日本大震災からの復興・再生の検証等が挙げられる。外交では、バイデン新大統領との安全保障を含む関係強固や徴用工問題などで冷え込む日韓関係等も取り沙汰され、与野党の攻防が繰り広げられる。

そのような中、1月20日の代表者質問で菅首相は「米製薬大手ファイザー社などの新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、3億1,000万回分確保した」と説明した。

厚生労働省は、早ければ2月15日に専門部会を開き、「特例承認」の可否を決める方針で、海外で接種が進んでいる実績から承認される見通しにあり、2月中旬から同意を得た医療従事者への先行接種を始める可能性を示唆した。同社のワクチンについては、年内7,200万人分の供給を受けることで契約している。また、同社は海外でも臨床試験で発症を95%抑えたとする結果を発表し、安全性に重大な懸念はないとしている。

加えて、政府はワクチン接種に関し、マイナンバー(個人番号)を活用し、個人の接種記録を番号と紐づけて管理することで事務作業の簡素化を図るとしているが、優先順位として医療従事者の次の高齢者に関しては、マイナンバーカードの管理能力などが不十分なことから、時間のロス・福祉現場などでの混乱を招くことが懸念されており、紐づけに対しても国民の不信感が拭えないことから、ワクチン接種には課題も多いと言える。

一方、今国会では新型コロナウイルス感染対策を強める特別措置法と感染症法の改正案が野党の修正などを経て2月3日に成立し、特措法には「まん延防止等重点措置」を新設し、感染症法には入院拒否者らへの行政罰が導入された。また、まん延防止措置の基準の明確化など27項目の附帯決議も付されたが効力は無く、政府は肝心の「まん延防止措置」など実施基準の明確化や飲食店等の支援について具体的な説明がなされなかったことで、国民への一層の不安を煽ることとなった。

なお、会期は6月16日までの150日間、2020年度第3次補正予算21兆8,353億円(内、経済対策が19兆1,761億円)や2021年度予算一般会計106兆6,097億円が提出さ

れた。第3次補正については、予算委員会で審議し衆議院を1月26日通過、翌27日に参議院へ送られ28日に可決した。補正では「G o T o トラベル(1兆311億円)」等や、農業関連では、「高収益作物次期作支援交付金(1,343億円)」、「経営継続補助金(571億円)」などが計上されており、今後は2021年度予算等が論戦される。

3. 北海道をとりまく経済と農業情勢

【コロナ禍による北海道経済】

北海道においては、2020年1月28日に道内で初めて感染者が確認され、冬の観光期を迎え感染者が増えていったことを踏まえ、鈴木知事は2月28日、道内の感染拡大のスピードを抑える対策が必要として、全国に先駆けて北海道独自の「緊急事態宣言」を発令し、3月19日まで週末の外出を控えるよう訴えた。また、全道の小・中・高の一斉休校も要請したが、当時の感染状況は札幌に集中していたことから、全道一斉休校に対しては多くの問題を残した結果となった。その後も、5月中旬～9月までは道内1日当たりの感染者数が25名以下で推移し、一時的に感染拡大を押さえつつあったが、感染拡大の第二波として10月中旬から感染者が急増してきた。11月20日には1日当たりの感染者数が304人と最高を記録し、今年に入って1月9日の215人が最も多い感染者数となっている。これに伴い、北海道は独自の「集中対策期間」として札幌市を対象に、11月17日より不要不急の外出自粛を要請し、3回もの延長が繰り返されてきた。

鈴木知事は、2021年1月14日に会見し、新型コロナウイルスへの道独自対策を1カ月延長することを正式に発表し、札幌市内での外出自粛や札幌市とそれ以外の地域との往来自粛のほか、ススキノ地区の全飲食店に営業時間を午後10時までとする時短営業を要請し、道民に協力を求めた。このことで1月15日までだった期間が再延長され、2月15日までとなった。また、全国では短期間で急激に感染拡大するケースが多く見られるとして、知事は「週1,327人(10万人当たり25人)を超えた状況に至れば、国に対して緊急事態宣言の検討を要請したい」と述べ、緊急事態宣言に踏み切る際の基準を示した。

そのようなことから、今年に入ってから道内の経済低迷は避けられない状況で、財務省は1月28日、全国財務局長会議で1月の経済情勢報告を示し、北海道、関東、九州、沖縄の4地域について景気判断を引き下げた。緊急事態宣言の発令が影響し、特に道内では観光業の不振が要因とされ、今後も厳しい状況が予想される。

また、道は昨年12月～1月の道内企業への新型コロナウイルスの影響に関する調査結果を発表した。「売上が減った」と答えた企業は54.3%と、前回の調査よりは上向きになったものの、依然として宿泊業、旅行業、飲食業の落ち込みが大きく、続いて建設業、製造業、卸・小売業が厳しい経営を強いられている。コロナ禍での失業も道内3,300人以上、全国ではワースト5位に位置していることから、コロナ感染拡大防止策と経済再生対策も急がれることとなる。

なお、2021年2月1日現在の道内累積感染者数は1万7,400人以上、死者数は600人を超え、道内初の感染者確認から1年以上経過した今もなお収束が見られず、菅首相の指導力やコロナ対策予算の確保、早期のワクチン接種が、今後の沈静化の鍵を握る。

医療従事者のワクチン接種については、道が市町村からの申請を経て該当従事者数のワクチンを確保することとなる。一方、高齢者においては、市町村が独自に接種順番などを定めた上で、医療機関と連携してクーポンの配布や予診票確認、接種に係る広範な場所の確保等が必要となり、加えて、1人に2回の接種や接種後30分間程度の経過観察などスムーズな対応も求められることから、医療従事者の確保も課題となっている。

一方では、2021年の農作業も始まっている中、今年も農業への影響が懸念されることから、現場の意見を集約しながら要望をまとめ、道・国に対して対策要請をしていくこととする。

Ⅱ. 運動体制の強化と運動の理念及び3大目標

1. 運動体制の強化

2021年は、次々と発効された大型貿易協定の検証と、これから始まる貿易協定交渉における農畜産物の関税削減・撤廃阻止に向けてどう対峙して行くかが鍵となる。一方では、影響品目等に対しても体質強化のための予算をどう確保していくかが組織運動の大きな課題である。また、5年ごとの農政の中長期的な指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」策定後の農政に対し、どう実効性をもって進めていくかが求められる。

なお、コロナ禍における組織の運動については、感染拡大に配慮した運動形態を模索しながら、より効果的な活動も視野に入れ、地域農業の現状と盟友の意見を集約して、各関係機関・団体、農水省、与野党衆参農林水産委員、地元選出の国会議員などに要請を重ね、成果を挙げていくことが重要となってくる。

その様なことから、今年の4つのスローガンで掲げた趣旨を確認する。

『一. 次々と発効される大型貿易協定の影響を検証し、国内対策の充実・強化を求め、農業を犠牲にした交渉には断固反対の姿勢を貫こう』

では、TPP11及び日EU・EPA協定が今年4月から4年目、日米貿易協定は3年目となる。また、日英EPA協定が今年1月に発効となり、政府は合意に至ったRCEPなどとの貿易交渉を加速化させていることから、北海道農業に大きな影響を及ぼしかねない大型貿易協定を検証し、国内農業への影響が危惧される中、体質強化も含めた国内対策の一層の予算確保と充実・強化を求めていく。一方、農業を犠牲にした交渉には、今後も断固反対の姿勢を貫くこととする。

『一. 新自由主義による規制緩和政策に対峙し、農業者が安心して営農できる経営安定対策の確立を目指す、現場主義農政を取り戻そう』

では、安倍政権下での農業政策は、規制改革緩和と競争力強化等により農業改悪へと舵を切ってきたが、菅政権においても安倍農政を継承するとしており、官房長官時代からの新自由主義政策を押しつけられる懸念がある。このことから、農業者が安心して農業経営ができる経営安定対策の継続や、将来を見据えた農業政策の確立、予算の確保を目指し、現場からの意見が反映できる農政を取り戻す戦いを実現する。

『一. 新たな基本計画のもと、持続可能な家族農業や実効性ある地域政策を求め、中長期的な政策提言「真の農政改革」を実現させよう』

では、2030年度を目標とした新たな「食料・農業・農村基本計画」が昨年3月31日に策定された。組織は、持続可能な家族農業の重要性や疲弊している地域への政策の重点化、食料自給率向上対策の具体化など、実効性ある政策の実現を求め、中長期的な組織運動の柱である「真の農政改革」実現に向け盟友の意思統一を図っていく。

『一. 次世代へ繋ぐ役割と国民合意運動を強化し、国内農産物の重要性和安定供給が図られる、農業政策確立に向け農民政治力を結集しよう』

では、農業分野でも世代交代が進む中、組織が重要視している次世代への農民運動の継承と、環境保全や多面的機能など農業の持つ役割を、消費者に伝えるための国民合意運動を強化し、国内農産物の重要性を訴え安定供給が図られる農業政策確立に向け、農民政治力を結集し、その行動を実効性あるものにしていかなければならない。

今年も、グローバル化の波と市場原理・自由競争を優先する菅政権下において、成長戦略・競争力強化での大企業優先と中小企業などの格差拡大がより加速している。

一方、地方においては少子・高齢化が進み、交通網等のインフラ整備の維持・存続も懸念されており、JRの存続問題など地域社会の疲弊を招いている。そのことは、国内需要を伸ばす政策に限界がきているが、GDP(国内総生産)を成長させたい菅首相は、新自由主義のもと、安倍農政を継承する政策を進めることとなる。

また、菅首相の就任時の所信表明では、政府責任を反故するような「自助・共助・公助」と言った言葉が発せられ、自助が先に立つことは自分でやって下さいとの言葉の意味で、コロナ対策における対応にも現れており、まず地元の自治体が考えて下さいと政府責任を放棄しているかのように思えてならない。農業も同じで、国際競争に晒されている国内農業は、グローバル化による格差社会・貧富の拡大などが、食糧不足と食糧危機の要因となりえることが懸念される。

農民運動は如何なる時代も、如何なる場合でも、我々農民が支配や束縛を受けてはいけない。組織は今までの活動を活かし困難に立ち向かう精神と理念を今一度確認し、2018年に策定した『「真の農政改革」政策提言《2018増補版》』の旗のもと、より強固な農民の結集による農村の民主化と農業者の地位向上・確立に向け運動を展開していく。そのため、組織力を最大限生かすとともに「食糧主権」を旗印に、国民合意を得ながら、次々と発効する国際貿易協定に対峙し、新自由主義農政からの脱却を図る。

「食糧主権」とは、自国民のための食料生産を最優先し、食料・農業政策を自主的に決定する権利のこと。食糧基地である北海道は、国民への安心・安全な農畜産物を安定的に供給する役割を担っている。次々と発効される大型貿易協定により、農業・農村への甚大な影響が懸念されている中、少子高齢化も相まって地域の疲弊も進んでおり、特に広い大地を有する北海道は地方に行くほど深刻な問題となっている。

また、来年度から見直しとなる負担金については、財政対策として農家戸数が年々減少しているなかで、地区・市町村組織の財政事情を考慮し、3年間の計画を立てて組織財政委員会等で協議を進めていくこととする。

なお、負担金算定においては、農家戸数や耕地面積等を取りまとめた「農林業センサス」が5年ごとに公表されており、前回の財政計画（2016～2018年度）では「最新のデータをもって算定すべき」との意見を踏まえ、2016年は旧データで試算、2017・2018年については2016年3月に公表された「2015年農林業センサス」の新しいデータをもって算出することとした。これにより、新たな算定で負担金が増額となった地区については、激変緩和措置として組織対策費を支出した。

一方、現行の財政計画（2019～2021年度）においては、減少した組織を考慮しながら、「2015年農林業センサス」のデータに基づき再試算したが、各地区の財政事情を考慮して減少した地区のみ減額とし、その他の地区は据え置きで決定した。このため、組織対策費は、各地区での集会や学習会などの取組みに対する支援として支出した。

こうしたなかで、本年は現行計画の最終年度となっていることから、組織状況と「2020年農林業センサス」の農家戸数や面積等を勘案しながら次期財政計画（2022～2024年度）の検討に向けて、組織財政委員会を中心に地区負担金額を決定していくこととする。

他方、我々組織は2年後の2023（令和5）年には、1974（昭和49）年の発足以来結成50周年を迎える。農民組織は、戦後間もない混乱期に、農地解放や農村の民主化、食糧増産など喫緊の課題に直面する中で、1945（昭和20）年12月に「北海道農村建設連盟」が設立し、1946（昭和21）年10月には、「北海道農民同盟協議会」の結成を経て1947（昭和22）年6月30日、「北海道農民同盟」を結成した。

その後、地区組織再編成のため離脱した地域の組織再統一による「全北海道農民連盟」が1961（昭和36）年9月に再発足。そして、別組織との再統一の努力が続けられ、農村の民主化、農民の社会的・経済的地位の向上などの旗印のもと、1974（昭和49）年3月に、8地区〈天北、上川、北見、十勝、空知、石狩、後志、胆振〉で「北海道農民連盟」が発足した。（1975年に道南地区、1978年に釧根地区が加盟、2013年胆振地区が解散し、現在に至る）

こうしたもとの、これまで1996（平成8）年11月に農民運動50周年、2003（平成15）年11月に北海道農民連盟30周年の記念事業を行ってきた。

このため、2019年12月の執行委員会で農業を取り巻く情勢を考慮し、各地区等からの賛助金拠出は行わずに道農連の一般会計予算内で3年間の計画をもって財源を積み立て、記念事業に向け準備していくことを確認し、初年度の2020年は200万円を積んだ。

今後は、結成50周年の記念事業の具体化に向けて、執行委員会での協議を踏まえながら、記念式典や記念誌の発行などの記念事業の具体化や事業費の積み立てについて検討を進めていくこととする。

我々組織は諸先輩から引き継いだ現場主義の運動体として、具体的に「食料自給率向上」、「食料安全保障での国家責務の明確化」、「担い手不足対策」、「農業生産基盤の強化」、「自然災害に強い生産基盤」、「多面的機能の価値評価」、「家族農業への施策の重点化」などをはじめ、業態別での運動提起実現のため、盟友一丸となって運動を強化してきた。

また、グローバル化にあつて「輸出の促進」、「食品産業・ベンチャー企業等との連携」、「スマート農業・デジタル政策の推進」等において、政府と生産現場の考え方に乖離があることから、適宜に諸課題へ対応しつつ迅速な行動を盟友の総意のもとに邁進していくこととする。道農連は、多くの単組及び地区組織の歴史の礎を糧とし、張り詰めた緊張感を運動の原点として、多様な課題に全力で取り組んでいく所存である。盟友の皆さんのご理解とご協力をお願いしたい。

2. 運動の基本理念

以上の根本的な課題の下で本連盟は、農民運動の原点である「農民の意志に基づき、農民の社会的・経済的地位の向上を目指し、農民の力を結集する」を基本に、現在直面している基本的な問題と新たな問題などに対応した幅広い運動が急務と考える。

このため、国民の理解を深め、都市と農村など多様な共生・共存、絆が重要と考えることから、中長期的な運動の基本理念を次の通り定めることとする。

食料・農業・農村を担う家族農業を基本に、
多面的機能の発揮と共生社会の創造を目指し、
農民の総意のもとで、国民合意の運動を図る

3. 具体的な運動の3大目標

持続可能な農業生産と農村社会の維持を担っているのが、生産現場の最前線に立つ家族農業、地域に根ざした農業法人である。

この「家族農業を守り育てる」視点から、具体的な運動の3大目標を次の通り定める。

1. 食糧主権と多様な農業の共存を目指す新たな貿易・経済連携ルール確立の闘い
2. 国民の食料、国内の農業・農村を守る「真の農政改革」の実現を目指す闘い
3. 消費者や労働者などと連携した国民のいのちと暮らし、平和を守る闘い

具体的な運動では、以下の通りとする。

1. 食糧主権と多様な農業の共存を目指す新たな貿易・経済連携ルール確立の闘い

- (1) TPP、EPA・FTA、日米貿易協定やWTOが目指す食と農の画一化（グローバル化）に対抗する国民世論の形成と国際連帯の強化
- (2) 国の安全保障と国民の生命を守る「食糧主権」の確立、多様な農業の共存による飢餓撲滅や地球温暖化防止などに向けた国際ルールの確立
- (3) 多国籍企業の利益追求、経済効率性重視など新自由主義に偏重した経済・貿易政策の見直し、外需主導の競争社会から内需拡大の共生社会への転換

2. 国民の食料、国内農業・農村を守る「真の農政改革」の実現を目指す闘い

- (1) 食料・農業・農村の持続的発展を期する家族農業の育成・支援
 - ① 経済効率優先の官邸主導農政から、農の「持続可能性」を発揮する農政への転換
- (2) 重要農畜産物の安定供給と再生産確保を図るための基礎的な直接支払制度の確立
 - ① 重要農畜産物の恒常的な赤字分を補填する「作物別支払」の創設
- (3) 国民の共有財産で多面的機能の源泉の農地に対する基礎的な直接支払制度の確立
 - ① 農村環境の向上や農業資源の保全に向けた共同した取組を条件（クロス・コンプライアンス）とする「多面的機能固定支払」の創設
- (4) 地域の主体性や独自性が発揮できる地域創生の確立
 - ① 農村の地域活性化政策の確立、都市と地方の格差の是正
 - ② 快適で住みやすい生活環境整備、安心して暮らせる農村振興・地域社会の実現

3. 消費者や労働者などと連携した国民のいのちと暮らし、平和を守る闘い

- (1) 消費税率の見直し及び不公平税制の是正、医療・年金・福祉政策の充実強化
- (2) 国民が安心して暮らせる食料・水・環境・エネルギー政策の確立
- (3) 国民のいのちと暮らしを守る政治の実現と農民政治力の結集
 - ① 北海道農民政治力会議との連携強化（農民代表、農業・農村の理解者の拡大）

Ⅲ. 2021年度の課題と対策

昨年 9 月に就任した菅首相は、安倍農政の継承を掲げ、成長戦略としての国際貿易の推進、農畜産物輸出を拡大することを示し、また、農業改革を通じた地方経済活性化を進める考えを強調している。特に、国際貿易では、自国の食料は自国で生産するという食糧主権の考えを蔑ろに次々と発効させ、より一層の農産物市場の自由化を推し進めようとしている。また、農業改革では、一般企業の農地取得を可能とする農地法の改正や積み残しとなっていた農協組織の准組合員の在り方、信用・共済事業の分離などの見直しを行おうとしている。

このため、組織は菅政権下でも、競争と市場原理を強いる新自由主義農政に対峙し、国内農業・農村の持続的な発展を図り、将来にわたって安心して営農ができる「真の農政改革」の実現を求めている。なければならない。

一方、依然として収束が見えない新型コロナによる需要減少に対して、早期の需要喚起・回復対策が求められるとともに、食料の安定生産・安定供給を図る国内農業の基盤強化が重要となっている。世界各国で地球温暖化等による自然災害が頻発し、食料と農地が奪われるなか、特に、昨年はコロナ禍で人や物の移動が制限され、食料は自国でまかなう食料安全保障への意識が高まっていることから、国内農業・農村の維持存続のため、家族農業を重要視し、持続的な発展を図る政策の拡充・強化が必要である。

併せて、本年秋までに実施される衆議院選挙では、農民政治力の結集によって、組織運動に理解のある者を一人でも多く国政に送り、農政の転換を図らなければならない。

『農業情勢に対応した対策を求め、

新自由主義農政からの脱却を図り、

持続可能な農業・農村社会の実現を目指す運動』

1. 重点課題と対策項目

1. コロナ禍における対策強化

- (1) 低迷する農畜産物需要の喚起・回復対策の強化
- (2) 食料の安定生産・安定供給を図る国内農業の基盤強化
- (3) 長期化するコロナ禍に対応した営農支援対策（経営継続補助金等）の拡充
- (4) 組織事業における万全な感染防止対策の強化

2. 適正な国境措置の確保と国際貿易交渉対策の強化

- (1) 国際貿易交渉における適正な国境措置・国内支持の堅持
- (2) 日米貿易協定の追加交渉における農畜産物の対象除外
- (3) 各国とのEPA/FTA交渉に対する農畜産物関税撤廃・削減の反対
- (4) TPP11など国際貿易協定発効後の影響検証と国内政策の拡充強化
- (5) 食糧主権、多様な農業の共存を目指す新たな貿易ルールの確立

3. 「真の農政改革」政策提言の実現運動の推進

- (1) 中長期的な視点に立った政策提言「真の農政改革」の盟友への啓蒙対策
- (2) 農業・農村が有する環境保全での多面的機能価値を評価する直接支払制度創設
- (3) 重要農畜産物の再生産と所得を確保する基礎的な直接支払制度の確立
- (4) 収入保険制度の改善など多様なセーフティネット対策の構築
- (5) 道民、国民など各層や道内関係団体等の連携による国民合意形成の構築

4. 新自由主義農政からの脱却、生産現場の視点に立った農政の確立

- (1) 経済効率・競争優先の新自由主義型農政からの転換
- (2) 持続可能な農業・農村社会を守り育てる農政の確立
- (3) 食料・農業・農村基本計画の実効性に向けた施策の充実
 - ① 農業の持続的発展を目指す家族農業など多様な農業への施策の重点化
 - ② 産業政策とバランスの取れた農村の維持・存続を図る地域政策の拡充強化
- (4) 自己改革を尊重する農協改革の推進とともに、信用・共済事業など地域を支える総合農協の維持に向けたJAグループとの連携強化・運動展開

5. 生産者の声が反映される政策実現に向けた農民政治力の結集

- (1) 生産現場の意見を反映させる農民政治力の結集対策
- (2) 組織の政策実現に向けた議員との連携強化

2. 政策別の課題と対策

食料・生産政策の課題と対策

1. 食糧主権の尊重と重要農畜産物の適正な国境措置の確保

- (1) 食糧主権の尊重、多様な農業の共存、適正な国境措置の確保など新たな貿易ルールの確立
- (2) 日米貿易協定の追加交渉における農畜産物の対象除外、植物検疫検査など非関税障壁の堅持
- (3) 各国とのEPA/FTA交渉の農畜産物関税撤廃・削減の反対

- (4) TPP11 など国際貿易協定発効後の的確な影響検証と国内政策の拡充・強化対策、再協議による協定の見直しと米国枠の撤廃
- (5) 農業における国家貿易制度等の堅持と食料安全保障政策の確立
- (6) 労働者、市民、消費者などNGO（非政府組織）運動等との連携強化

2. コロナ禍における国内農産物の安定生産と需要拡大対策、農協改革

- (1) 国内農業の潜在生産力の発揮、食料自給率の向上などを図る基本計画の実効性確保、需要喚起・回復対策の強化及び需給・価格安定対策
- (2) 農業生産基盤の強化や水利施設等の保全管理による食料自給力体制の向上
- (3) 生産から流通まで国産農畜産物の安定生産体制の拡充、有利販売体制の強化等
- (4) 国産優良種子の安定供給、品種開発等への地方財政措置の拡充
- (5) 協同組合の目的である相互扶助の精神を堅持し、営農継続や地域のコミュニティなど重要な役割を維持する農協改革の推進

3. 環境保全型農業の推進、食の安全・安心の確保と地産地消運動の展開

- (1) 自然循環機能の増進など環境保全型農業に対する直接支払制度の拡充など
 - ①環境保全型農業直接支払交付金の要件改善
 - ②耕畜連携の強化、完熟堆肥の製造・運搬・投入等に対する政策支援の充実
- (2) 食の安全・安心の確保に向けた体制整備など制度の理解と啓蒙
 - ①国産農畜産物の安全・安心体制の強化、GAPや有機JASへの制度理解と啓蒙
 - ②輸入農畜産物等の防疫検査・監視の強化、グリホサートなど残留農薬基準の厳格化、外食産業等の原料原産地表示の義務化
 - ③GM表示強化、GM道条例の堅持及びGMOフリーゾーン(栽培拒否)運動の推進
 - ④ゲノム編集食品の安全性審査、環境影響評価、表示などの義務化
- (3) 地産地消運動及び農業6次産業化の推進など
 - ①地域の農産品のブランド化を進める地理的表示保護(GI)制度の活用推進
 - ②朝市、直売をはじめ、農家レストラン・民宿に対する政策支援の体制強化
 - ③農商工連携の強化による農畜産物の高付加価値化と地域の活性化
 - ④消費者・市民団体と連携した食農教育の強化、地産地消・スローフード運動などの促進

農業経営政策の課題と対策

1. 持続可能な農業経営の安定を図る「真の農政改革」の実現など

- (1) 重要農産物の再生産と所得が確保される経営所得安定対策の充実・強化
- (2) 補填水準の引き上げなど魅力ある収入保険制度の改善
- (3) 収入減少影響緩和対策及び農業共済制度の堅持と予算確保

- (4) 水田活用や産地交付金の予算確保など地域作物・農業の支援策の強化
- (5) 酪農・畜産への所得補償及び直接支払政策の確立、野菜の価格安定制度の堅持
- (6) 長期化するコロナ禍に対応した経営継続補助金の拡充など支援策の強化

2. 農地政策、農業基盤整備事業の低コスト化対策

- (1) 優良農地の総量確保や耕作放棄地の解消など農地政策の推進
 - ① 耕作者主義など農地法の根幹堅持、農地の転用規制と監視・権限の強化
 - ② 一般株式会社の農地取得反対、人・農地プランを尊重した農地の有効利用
 - ③ 相続税の基礎控除額など大幅引き下げに伴う農地分散の防止対策
- (2) 農業基盤整備事業の推進と低コスト化、土地改良事業負担金等の償還軽減対策
- (3) 自力施工など簡易な暗渠排水及び区画整理の促進、頻発する自然災害に対応した基盤整備の強化など防災・減災対策への支援
- (4) 北海道の実態に即した農地中間管理機構の見直しと予算確保など

3. 担い手の育成・確保や産地の体質強化対策、農業経営対策

- (1) 農業後継者や新規就農者への支援など担い手の育成・確保
 - ① 農業人材力強化総合支援事業（旧青年就農給付金等）の後継者対策等の拡充強化
 - ② 地域の多様な担い手の育成・確保に対する農地・金融などの政策支援の拡充
 - ③ 担い手に対する支援や経営継承（法人・個人向け）に関わる税制対策の推進
- (2) ヘルパー、コントラクター等農作業受委託組織の育成など労働力確保等対策
 - ① 酪農ヘルパー人材育成対策強化、楽酪GO事業などの充実対策
 - ② 働き方改革に対応した農業労働力の人材確保、ICT技術活用など作業の効率・省力化対策、スマート農業推進への農家負担の軽減対策
- (3) 産地生産基盤パワーアップや畜産クラスターの要件緩和など事業の改善対策
- (4) 負債整理関係資金等の金利負担軽減、経営再建農家を支援する経営対策の構築

農村地域政策の課題と対策

1. 多面的機能支払や中山間地域等直接支払の拡充・強化

- (1) 日本型直接支払や農村整備など地域政策を強化する基本計画の実効性確保
- (2) 多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の改善・充実
 - ① 農地維持支払の多面的機能の価値評価に基づく直接支払としての位置付け、全額国費負担、全国一律の交付単価
 - ② 円滑に取り組める共同活動メニューの多様化など資源向上支払の制度改善
 - ③ 資源向上支払の農地・水保全管理支払における新たな取組メニューの周知・活用
- (3) 生産条件格差を補填する政策目的に沿った中山間地域等直接支払制度の拡充

2. 農山村の再生と地域資源の活用、地方分権、財政基盤の強化による地方自治確立

- (1) 地方分権政策の推進を図る地域振興政策の確立
 - ①国の責務による地方財政基盤の強化、地方自治の確立、
 - ②農村の基礎的なインフラ整備や買物難民の解消など生活環境整備の推進、教育・医療・福祉・介護の拡充など定住条件の確保等
 - ③エゾ鹿など有害鳥獣による農作物被害対策の拡充強化
- (2) 農村地域資源等の有効活用による環境保全活動の推進
 - ①地域の有機質資源を活用した地域循環システムへの支援措置
 - ②水力・風力、太陽光やバイオガスなど自然再生エネルギーの活用推進
- (3) JRの地方路線の廃止反対、住民の足となる地域の交通網の整備促進
- (4) 脱原発運動の推進、核廃棄物等の農村への持ち込み反対、米軍実弾演習反対等

税・生産資材の課題と対策

1. 農業関係諸税対策の推進

- (1) 軽減税率制度の見直しと2023年導入予定のインボイス制度への対応
- (2) 農業関連の税制改正対策の強化、大企業優遇税制など不公平税制の是正、所得税・贈与税・固定資産税などの課税負担の軽減
- (3) 免税軽油制度の恒久化、農業に密接不可分な冬期農作業における軽油免税対策
- (4) 農業経営基盤強化準備金制度の改善
- (5) 農業生産や経営実態等に関する税関連資料の収集・分析、活用方法の強化など
- (6) 北海道農業青色申告会(支部)への参画による国税局(税務署)との調整強化
- (7) 簿記記帳、青色申告、税制に関する講習や情報提供による農業経営の向上等
- (8) コロナ禍における税の猶予措置などの情報の周知徹底

2. 農業生産資材及び農業用貨物自動車車検伸長対策の推進

- (1) 肥料・農薬・農業機械など生産資材価格の引き下げ対策
- (2) 地域に適応した肥料・農薬など生産資材の安定供給体制の確保
- (3) 肥料・飼料価格高騰時における経営安定緊急対策(購入負担軽減、販売価格への転嫁等)
- (4) 農業用貨物自動車車検期間伸長事業の検証など